

第14日目(3月15日)

議長(駒形正博君) 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は43名であります。これから本会議の本日の会議を開きます。

なお、松田幸雄君、葬儀のため欠席。遠山教育長、公務出張のため欠席。高野都市計画課長、公務出張のため欠席の申し出があります。これを許します。

(午後1時00分)

議長 本日の日程は、すでに配布された議事日程のとおりといたします。

第31号議案 平成17年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 審議の方法についてお諮りいたします。最初に歳入全般の審議を行い、その後、歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように審議をしていただきます。

まず、歳入に対する説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

税務課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

議長 歳入に対する質疑を行います。質問の際には、ページ数を言ってから発言をお願いします。

岡村雅夫君 資料の方の説明であります。自主財源比率が40.7パーセントという旧大和町では考えられないような数字なんですけれども、財政課長、自主財源が多ければそれなりに独自のものができるとのことだと思っておりますが、実際骨組みをしてみまして、旧大和町とはどういった違いが顕著に出てきているのかというあたりを、説明していただけたらありがたいと思います。

それからもう1点、細かいところでありますが、43ページの土地売却収入について、私は質疑の中でも申し上げましたけれども、大和町の方で駅西という話があったかと思うのですが、これについてももう少し詳しく知りたいと。この間、普通財産になったあれは駅東ですよ、無料駐車場の隣のことでないのか、ひとつお聞きいたします。

財政課長 ご質問の第1点目の自主財源の方でございますが、先程申し上げましたように、数字がそうなっているということで、実際的に大和にしてみればかなり自主財源比率が上がったわけですし、40にもなるとかなり楽々というそういう言う方がいいのかちょっとわかりませんが、財源的にはかなり出てくるというそういう数字でありますけれども。先程も申し上げましたように、この数字そのものが今までのように条件が一定でずっときた中で、数字を比較するというのは、これはいいかもわかりません。しかし三位一体改革のようなことでガタンガタンと今までと違うような形で算定した数字を比較しても意味がないと

いいですか。したがって40.7パーセントという数字が出ましたけれども、かなり厳しいと  
いいですか、そういう感触でございます。

答えになっているかわかりませんが、そういうことで今までとこればかりではなく財政力  
指数からはじまって、いろいろな指数がそういうことで今までともう算定の環境といいま  
すか条件が違ってきているということだけ、ひとつ皆さん方からご理解いただきたいと思  
います。

それから43ページの土地売払収入の箇所でございますが、これは駅東の方で働く婦人の  
家のすぐ裏の方へ空き地がありますが、そこともう1つ道を西側へ行ったところにちょうど  
良い区画の所があるのですが、そこだけ今回見させてもらいました。駅東の土地開発基金の  
方から普通財産に入れた方は、今回入れてありません。それはこの間お話ししましたように、  
いろいろまた皆さん方と相談しながら、今後の土地利用活用をしていきたいということで  
ございます。

岡村雅夫君　私は40.7パーセントというものについて、自力が旧大和町に比べてどれ  
だけあるのかなということを実は聞きたかったのですが。要するに三位一体で交付金が下  
がってきたから、国からくるお金等が少なくなってきたから必然的に上がってしまったと、  
こういう理解で良いのですかね。さっきの説明だとちょっとそうでもないような感じがした  
のですが。大和町はずっと3割自治、3割自治という言い方をされていたんです。要するに  
前々からこういった差は、私はあったと思ったのですが。私は含めて話をさせていただけれ  
ば、結局合併協議の中でいろいろバス代金とか通園バス代金とか、今まで大和町では取らざ  
るを得なくて徴収させていただいた部分というのが、こういうふうに吸収していただけるの  
かなというその辺が自力があったのか、ないのか、とこういうふうに私はとらえたのです  
が。その辺はどういうふうにとらえたかひとつお聞きします。

それから土地売払収入について、こういうふうにひとつずつポツンポツンと出ますと、本  
当にわからないのですが、これはまた担当委員会でも勉強させていただきたいと思ってい  
ます。要するになんらかの形で土地を保有していたと。目的を持ってなりなんらかのことで保  
有していたわけでありますので、そういったものをあからさまにしてどういう計画ができる  
のか、というあたりが肝心なところかなと思います。売れば売りたいというだけでなく、  
本来ならこれはこういう予定で確保していたのですが、なかなか計画が進まないの一般に  
売りたいと、こういう説明が欲しいと私は思うのですね。苗場会の問題というのは確かにス  
ムーズにわかる話であります。そういう点を若干説明ができればありがたいなと思いま  
す。

財政課長　自主財源比率につきましては、ご指摘のとおりでありまして、全く底力が付  
くというようなあれは一切ありません。数字にとらわれていただかないようお願いしたい  
ということで先程申し上げたとおりでございます。

それから普通財産の売却の方でございますけれども、ひとつは区画整理の中で保留地とい  
うような形で確保していた所で、特に前から計画があって確保していたという土地ではなく、  
いろいろな事情があってなかなか今まで売りにも出せなかったし買い手もなかったという

ころであります。それを今回なんとか売りたいということで計上させていただいております。

中沢俊一君 3点ほどお願いいたしますが、基金残高が1,000万円まで下がったということでもあります。今年のところはなんとかこうして切り抜けたということですが、それにしても地域再生事業債ですか、こういう交付税措置がないものを借り入れてまでということにもなっております。来年以降を本当に私は心配しているのですが、その辺の健全性について 来年のことを今からいうことはありませんけれども 本当に見込みが大丈夫なのかということが心配でありますのでひとつ答弁をお願いします。

今の土地の売払収入がありました、大巻小学校の跡地の住宅。調停に入ったわけですが、本当に貴重な財源でもありますものですから、ぜひ現実にもしてもらいたいと思っています。今の進行状況をお願いいたします。

あと47ページになりますけれども電算の関係であります。午前中の合併特別委員会でも随分この支庁舎、あるいは本庁舎との関係が論議されました。庁内LANの導入も含めてですけれども、職員のそれに慣れるまでのこれからの研修予定なども含めて、支庁舎でちゃんと用事が足りるようになるのかどうか。その辺の関係もお願いいたします。以上であります。

財政課長 ご質問の基金残高1,000万円ということではありますが、本当にご指摘のとおりでありまして、なんとか今年は組めたという状況であります。18年度は本当にこれからどうしようかというようなところになっております。なんとか今年度中にはそうした財政健全化的な計画まで立てられるのかどうかわかりませんが、そうしたものあるいは部分的にいろいろ議員の皆さんからもご指摘がありましたように、大和町を今度含めたような形での土地の売却の方針がでている部分を、どう実践にしていっていかうかというようなそういう部分も、これから早急に検討しながら、業務を進めていってなんとか18年度の予算編成になんらかの財源手当をしていきたいと。入る方は極力収入確保に努める、出る方は経費節減等を図るといふことの両面でやっていかざるを得ないだろうと思っております。

それから土地の売払いの件で、大巻小学校の関係でございます。一応訴訟関係が終結しまして、異議申し立ても終わるか終わらないかというくらいの時間になっているはずでして、特に異議申し立ては今までは裁判の経過から1回もそちらに出ていないということですので、異議申し立てもないのではないかというような見方もしておりますが、そういうことで決着になりますので。これは最終の方でございますが、若干境界の工事だとか、測量だとか、分筆の測量だとかいろいろなことでもまたちょっと事業をしないと売り出せませんが、そういうことでなんとか売り出しにかかっていきたいという予定でございます。

企画情報課長 電算システムの関連でお答えいたします。支庁舎で職員がこういった対応をされるかどうかという、研修を含めてでございますけれども。先般ご質問の中にもありましたようにIT戦略会議等の研修をこれからさせていただくわけですが、合併後4ヶ月経過しております。その中で職員から各自パソコンを1台ずつ持っていただくわけでございますけれども、業務上についてはソフトウェアとかそういったいろいろなものを導入させていただいております。今、電算とかインテックとかという専門業者からの介入もあり

まして、指導を受けながらやってきております。そういった中で塩沢町との合併を踏まえまして、今後それらの系統的なものを繋ぐということにつきましても、事前に事務レベル段階での事務調整、これからまた合併までにやっていくわけでございますけれども、そういった中で職員研修をさせていただいて、スムーズに移行できるようには努力したいというふうに思っております。現時点で合併効果の中で職員の方から、こういったものはどうか、というような面については、若干パソコンの管理的な面で専門的なものがちょっとわからないというようなことは照会がありますけれども、実際の業務についてはスムーズにいつているのではないかというふうに思っております。

種村俊夫君　　合併するときの前段の話で、10年間は交付税というかそういうものを確保し、10年後から段階的にその規模にあったものに落としていくというお話があったんですね。しかしながら今回合併して三位一体改革で、もう内容がわからないようになって全部こういう優良債まで削られたりとか、そういう面がどうだったのか。きちんと国が約束したその10年間、合併しなかったところと比べて収入面できちんと国がそれを保証しているのかいないのか。その辺の検証をしているのかどうか。その辺を教えていただきたいと思えます。

財政課長　　交付税の件でございますが、これは合併当初そういういろいろな支援もあったり、10年間あるいはその後の5年間というようなことでいろいろ言われていましたが、三位一体改革がその後出てきたというようなことです。したがって三位一体改革も含めれば、そういう予定ではなかったと、私どもは言わざるを得ないと思うのですが。その伏線はたぶんその前からずっとあったはずで、今現状的に交付税で約束している合併しないときの算定の方法、これは保証されています。きちんとした算定を私どもにさせていますので。その事務はやっていますので、それは間違いなくやっています。ただこれは何回も言うようですが、そういう算定をしたとしても、単価を落とすとかそれから補正率を落とすとか、いろいろな操作は毎年やられるわけですので、そこまで16年度の合併前当初の算定じゃあ効くのかということそうになっていません。そうやって全国的なそういうことで単価を落とされ、補正率が落とされ、何かが入ればその分何か弾き出されと。そういうような形ですので、方式だけは保証はされているかもわかりませんが、その額がきちんとそういうふうに保証されているとは、私どもは思っておりません。

種村俊夫君　　これは確かにやり方とかはいろいろあるかと思うのですが、例えば合併しなかった津南町とか、もう全然法定協に入らない、任意協も作らない、そういうところも今までずっと三位一体改革で変更になって、この新しく市になったところと計算方法が一緒であれば、私らはまるで国に騙されたということになってしまいますよね。そういう検証をしたかしないかを私は知りたいのです。例えば合併しなかったところは、三位一体改革で同じあれなんだけど、率はものすごく減っていますよとか、この件に関しましては完全に交付税参入はなくなりましたとか、他のそういう合併してないところと比べて。新潟県の場合もう合併で4分の1になるわけですが、よそはしていないところがあるわけですから、同規模の

ところでどの程度どうなったかと、やはり検証をしてみる必要があると思うのです。そうしないと10年保証すると言って、それがしていないということは国は嘘をついた。これは今度市長の方から市長会なり、この前の話ではないですけども、6団体といたって私どもに相談もなく上の方で勝手にやったなんて言っていないで、そういうところで訴えをきちんと国の方に言ってもらわなければいけないと思いますので。本当にそういう形で合併して良かったのだと、本当に合併しなければこれが削られてどうしようもなかったのだと、そういうのがわかればいいのですよね。結局、交付税参入ないようなものを変えなければならない、ということになってくるわけですので。その辺の検証をきちんとしていただきたいと思っております。その辺もう1回するのかしないか。もしくは、もし国がそういう優遇措置をしていなかった場合の市長の今後の取り組みをどのようにするか、その辺をお聞きしたいと思います。

市長 今、財政課長が申しあげましたように、そういう形は残っているわけです。ただ、今この17年度予算で私どもは初めて出てくるわけでありまして。他の類似団体の検証もこの17年度予算を見ないとちょっとわからないという部分があります。それはきちんと検証をさせていただこうと思っております。そして今おっしゃったように、全くその約束したことを守っていなかったとか、嘘があったとかということであれば、これは当然抗議も申し上げなければなりませんし、相当の行動をしなければならないと思っております。

ひとつだけ言い訳ではありませんが、三位一体改革というのはちょっとまた別物でありまして、いわゆる合併と切り離して考えなければならない。それは合併してもしなくても三位一体改革というのは全部行っているわけでありまして。もしこの改革がなかった場合という話になりますとちょっとわかりませんが、今おっしゃったようにきちんと検証して、国が合併を促進した際の私達市町への約束事。これをきちんと守っていない場合は、当然のことながら皆さんのまたご支援も受けて、きちんとした抗議行動をしなければならないと思っておりますので、またその節はよろしくお願いいたします。

笠原幹夫君 31ページ生活保護費の負担金が1億1,000万円ちょっと出ているのですが、生活保護費については、今までの町村の段階では県を通してというようなことで組んでいましたけれども、今度は市になるとそれが市のあれになってくるということです。したがってごく細かい点が私どもはわからないのですが、最近はなかなか生活保護の問題も受けにくいというか、そういう話も聞かされています。南魚沼市では大体今は何件くらいがこの対象なのか。もちろん値段は全部みな違うわけですから、単純に一世帯いくらというふうにはならないとは思いますが、できたら六日町、大和地域分けてお聞かせを願いたいと思っております。

それから41ページ。都市計画の委託金の中でレク都市公園の管理費の委託金が3,500万円ちょっと上がっていますが、私どもこのレク都市公園の関係は全くわかりません。県営でおそらく造成しているわけですので、維持管理が今度市に委託されているものだと思います。この3,500万円という数字は、いわゆるそれで全部あそこの管理ができていいのか、

あるいは一部分ということなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。これはまだ工事が途中のようですが、これから工事が全部完成するにつれてこの金額は上がっていくということなのか。年次的にはどんな計画になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから43ページ。土地売却収入ですが、町有地と俗にいわれるいわゆる普通財産、あるいは土地開発公社の土地。こういったものの問題があるわけですがけれども、先程財政課長は基金が底をついたという中で、こういう物件を処分できるものはできるかぎり処分してと。話はわかりますけれども、しかし普通財産を考えてそう言っていると思うのですね。土地開発公社のものは、直接ここへ1回目では載ってこないわけですから。しかし私はむしろ両方やはりどうしても考えてくると、頭の中では。土地開発公社の土地がたくさんだし、金利もかさんでいるというのが現実にあるわけですから。そうすると両方考えると、処分を変な形ですれば財政的には、しかも厳しくなってくるのではないかと。簿価割れがどんどん出てですね。そういう問題があるわけですが、その辺は今は土地開発公社は一般会計の中で考えなくていいのだということでもいいのか。やはりそれも考慮しながらどういう方向でいこうとするのか。来年になったら基金がたくさんどこかから出てくるのであれば話はわかるけれども、そういうわけではないのだから今からその対応を考えていかなければいけないと思うので、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから53ページ。特例債の問題なんですが、防災無線等の関連だというふうにいわれておりますが、1億7,700万円と。これは10月でまた塩沢町と合併ということになっているわけですが、当然これは通年予算になってくるのですね。そうした中でいわゆる塩沢町が合併してきた場合、年度途中、当然この特例債も必要になってくるというふうに補正なりなんなりで対応をしなければならぬということになるのか。あるいはある程度そういうものは今の時点で、塩沢町が入ってくればこのくらい特例債を使った事業をしなければならぬというのがある程度つかめているのか。まだ合併していないから予算に計上するわけにはいかないわけですから、その辺はどうなるのか。すでに今までも話があったように、塩沢町が合併して特例債がそれだけ増えるわけだから、その増えた分は塩沢町に使うのだと、このような話がまことしやかに流れている面もあったので、その辺はいわゆる財政担当としてはどのようなとらえ方をしているのかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

福祉課長 私の方から生活保護の関係でご説明させていただきます。現在南魚沼市でだいたい60世帯程度、生活保護を受けております。おおむね六日町地区でだいたい40、大和地区で20程度。これは若干前後しますが、そういった形になっております。それぞれ今ほど言われましたように、世帯に対する保護費は程度が違いますので、単純に割りますとだいたい月に18万円平均くらいになります。この中には、生活を支える部分の他に医療費の部分もありまして、医療費の部分が3分の2まではいきませんが、かなりの部分を占めているというふうなことでございます。それでいきますと18万円ですから、10万円程度が医療費で8万円程度が生活費になるのかなと、その程度で考えていただければと思います。以上でございます。

都市計画課長 レク都市公園の件ですけれども、全体面積につきましては15.3ヘクタールと、面積的にはこういう規模でありますし、平成10年度に一部開園と言いますか一部供用が始まってきているわけです。その中で現在のこの予算書を見ますと、3,502万5,000円が17年度の維持管理委託金として県の方から収入としても入ってくるような予算措置をしてあります。現在公園の管理費用につきましては、全部と言っていいと思いますが、県からの管理委託金、これで賄っています。ただ端数合わせの関係でどうしても若干の単独費を付け足して、最終的には予算執行していますけれども、ほぼ県の委託金で賄っていると、そういうような形であります。

なお委託の中身と申しますか、これにつきましては芝生の管理から始まりまして、植栽されている高木低木類の管理、それから地比類の管理、生食用葡萄の管理とそういうことで、おのおのその専門業者に委託をしています。さらにシルバー人材センターの方にも委託をさせていただいております。なおこの県からの委託管理費用につきましては、従来は開園の面積の比率に応じて、面積が増えればそれだけ県からの管理費がそれに見合った増え方をしていましたけれども、昨今のやはり県の財政状況からであります。開園面積に応じたほど県からの委託金が増えていないと、圧縮されていると。これが昨今の状況であります。したがって、県の方もここにきまして指定管理者制度、これを強く打ち出してきていますので、今後のレク都市公園の管理につきましては引き続き、市の方でやるのか、はたまた民間の業者なり公社なりがやるのかというのは今後の問題としまして、その辺はどうなるのかまだはっきりわかりませんが、そういう状況であります。

あと年次的な話になってきますけれども、当初は平成17年度に公園全部の工事を終えたいというスケジュールでありましたけれども、県の財政状況がありまして、今のところは平成18年度に完了見込みというスケジュールであります。以上です。

財政課長 ご質問の土地売払の関係でございますが、おっしゃられるように普通財産も売りたい、それから公社の土地も売りたいと。ただ公社を売ると簿価割れの部分は一般会計で補填しなければならないというようなことで、痛し痒しのところがありますが、ただこれも放っておけば放っておくほどまた痛みが強くなってくるわけですので、できれば早いうちにやはり処分したいという予定であります。ぜひまた皆さん方にご協力をお願いしたいところですが、いろいろのネットワークをいっぱい広げて、そういうのは皆さん方の方がかなりそういう部分では広げておられますので、土地の売買の情報、あるいは企業進出の情報等ありましたら、ぜひまた私どもの方に教えていただきまして、またその辺の売却の時点もぜひ皆さん方からまたご助言やご協力をいただければ大変ありがたいと思っております。そういうことでお願いをしたいと思います。

それから特例債の部分で、塩沢町がどういう使い方をしているかつかんでいるかということなんですが、今のところまだ全然つかんでおりません。ただこれにつきましては、市長が強い姿勢を持っておりまして、塩沢町には無理難題を言わせないということで非常に市長の姿勢がそうありますので、そういう中でひとつ今後対応させていただきたいと思っております。

ます。

笠原幹夫君 レク都市公園の件ですけれども、私どもその全容というのをあまりつかめていないので、なかなかわからない点がたくさんあるのですけれども。そうすると県は財政の関係でなかなか委託費を増やさないということだそうですので、場合によっては持ち出しの部分も出てくると。持ち出しの部分が多くなっていくという可能性もあるということになるのか。あるいは管理が思うようにいなくなるということなのか。どちらかわかりませんが、やはりその、面積なら面積に応じたきちんとした金額を県に要望・要求するということが必要ではないかと思うのですが、その辺はしょうがないのだということなのか。

それと葡萄というのは生食用の葡萄ということですが、それはこっちで管理をしてこっちで成果品は受け取るということになるわけですか。それとも県がそれを受け取るのですか。あるいはその部分をワイナリーか何かにもたまたま再委託をしてやっているわけですか。その辺もひとつせっかくの機会ですので、聞かせてもらいたいと思います。

それから財産処分の関係ですが、確かに私どもも六日町の町有財産の処分の検討委員会のメンバーに加えていただいて、いろいろやったのですが、とても簿価割れなんていって簡単な数字ではないんですね。本当に平米500円やそこら違うなんていう品物ではなく、とてもものすごくかい離していると。特に当時メンバーの中に土地鑑定士もいたわけですが、本当にあの話を聞いてこれは売れるのかな、売るときは相当町は損をしなければいけないのか、という思いをしたわけですので、したがってそういう面も含めて。しかし構わなければ構わないで金利がかさむだけです。どこでやはり片一方を諦めて処分するかということになってくるような気がしてならないわけです。したがってその当時は大和町の分については、もちろんどのような検討をなさったかわかりませんので、土地開発公社は少ないらしいので大和町はあれですが、両方をもう一度きちんと見て方針を立てていただきたいというふうに考えています。

それから特例債の関係ですけれども、そうすると10月以降に補正か何かでその分が出てくるというふうに見ておけばいいわけでしょうか。塩沢町の人が自分達で全部使うという話は別ですけれども、そうでなくて特例債を適用してするのはこれでないというふうに見るのか、あるいは出てくるからそれは合併した時点での補正か何かでやらざるを得ないということになるのか、その辺の見方です。

市長 土地の処分の件は本当に普通財産であれば、これは本当に売れば売ただけということですが、公社の件は非常に苦慮しておりますが、六日町時代にあいつた答申をいただいておりますので、当然大和分も同じことだと思っております。一般質問でもお答えしましたように、今約20億円抱えているわけですが、これを10年で滞積を毎年2億円づつ、なかなか簡単ではありません。けれどもいずれかは本当にやらなければなりませんので、どこでその痛みをきちんと受け止めるだけの財政的な部分が出てくるかですね。その辺も長期的に見ながら、きちんとした対応をしてなるべく早く、公社の解散とま



ではいなくても、不良債権を持っていないような方法をとらなければならないと思っておりますので、またご支援をお願いいたします。

この特例債の件ですけれども、私の考え方ではもう17年度にこれ以上の特例債事業はやりたくないという考え方であります。また18年度以降ということになるのが、一番適切かと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

都市計画課長 レク都市公園の件ですが、管理費について県の方で、市の方で思うような委託金がこない場合どういうふうにしていくかと、そういう話ですけれども、ちょっと歳出の方に踏み込んで恐縮ですけれども、157ページをご覧くださいと思います。157ページの一番下段に、奥只見レク都市公園の管理費(県営)ということで、3,530万円の予算化をしてありますが、これと今ほどの収入の方の3,502万5,000円。この差がいわゆる市の単独費の持ち出しと、このように見ていただければいいと思います。市の単独費はなるべく執行したくないとこういう基本的な県営公園ということもありますので、そういう立場から従来もこのレク都市公園については管理を行ってきてはいます。その中でさらに、次のページに入って恐縮ですけれども、159ページの一番上段。事業費の支弁職員の給料ということで240万円ほど予算化をしてございますけれども、そのレク都市公園の管理に携わる市の職員の人件費の部分も、一応県の委託費の中から計上させていただいていると。このような組み方をしてあります。さらにあそこにある池、消雪パイプこういうふうな電気料につきましても、当然県の委託金の方から支出していますので、これにつきましては雪の多い少ないによってかなり電気料の差はありますけれども、原則的には県の管理費の中で市は管理を行ってきてますし、これからもその方針は変わっておりませんので、県の委託費が減れば減ったなりの内容にならざるを得ないかなとそのように考えています。

それから葡萄の件ですけれども、確かにレク都市公園の中に葡萄の植栽をしてあります。これにつきましては原則的に生食用の葡萄であります。したがってワインのための葡萄ではありません。食べるための葡萄とこういうことになっています。したがって、公園の利用者につきましては、無料で差し上げるといいますか、そのような利用の仕方をしてありますし、さらにこれを有料で云々という話になりますと、葡萄そのものは県の財産ですので、当然そこで得た収入については市の方がもらうわけにはいきませんので、県の方に入っていくとそのようになります。ちなみに今まで有料でもって葡萄販売をした実績はありませんし、今までは町民まつり、葡萄まつり、このときに祭りにお出でいただいた町民の皆さんに無料で差し上げていると、そういう性質の葡萄でございます。以上です。

上村 守君 私は単純なことを2つばかり聞きますが、37ページ。新潟県生活交通確保対策県補助金の602万円。これが記載されていますが、69ページのバス輸送事業費のどれに当てはまって、どういう計算がされたのか。それから無料バスというか福祉バスの話もあって、路線バス全体の見直し、大和町時代はそういう見直しをしなければならないということを強く言ってきた1人なんです、そういう見直しがされてこの予算が組まれたのか、これが1点目であります。

2点目はちょっとしつこいようですが、43ページの土地の売払収入の中の、私は今回はじめて「苗場福祉会」という名まえを聞かせてもらったのですが、この組織はどういう組織なのか、今どういう事業をやられて 特養を作るそうですけれども、何か役場の近くの駐車場かなにかをお願いしたら反対があったとか、今の場所も反対があってもう1回そこに戻ったとか、そんな話を聞いたことがあるのですが。私どもははじめてお目にかかる名まえですので、組織あるいは形態、それから運営について市がどの程度関与していくのか、その辺をちょっと市長から教えてもらえればと思っております。この2点をお願いいたします。

企画情報課長 バスの関係なんですけれども、新潟県生活交通確保対策県補助金ということで県から2分の1補助の対象になるわけですし、六日町駅前から五日町駅前、浦佐駅東口までの路線が1本と、それから十日町車庫前から菅沼を通過して後山へ来る路線が1本、それと六日町駅前からはた新田沢口に通るバス路線、それから南越後観光バスの駅前から塩沢清水線という内容です。この路線の距離で計算するわけなんですけれども、それに対する補助金が16年度ですと南魚沼市が越後観光の方に補助するのが1,121万2,000円だったのですが、この対象の部分がこの事業という関係でございます。それで69ページの方では21条関係の補助事業という関係でございますので、よろしくをお願いいたします。(「21条と言われてもわからないので説明してください」の声あり)

道路運送車両法があるわけでございますけれども、その中で21条の第2項の許可を受け、運行を継承するという内容でございます。これが国道・県道の部分にかかる路線ということで、21条が使われているわけです。よろしく申し上げます。

福祉課長 それでは苗場福祉会の関係で、私の方から説明させていただきたいと思えます。これは湖山医療福祉グループということで湖の山と書きますけれども、このグループにつきましては、銀座の救急病院からスタートして生活習慣病とか高齢者の医療、高齢者介護等をすすめております。全国的に展開しております。北海道の小樽市とか南は瀬戸内海の方にも進出、島根県にも展開しているというふうな医療グループでございます。近年では津南町の方へ老健施設とかデイサービス、今実際運営をしております。内容的には健全な運営をしているようでございます。

六日町での取り組みの状況でございますが、平成14年の7月頃から上町の運動公園昔の県立病院の跡地になりますけれども、そちらの方に建設するというふうなことで地元との協議に入ったようでございまして、その後5回、6回と地元の説明会をする中で、了解を得ながら昨年県の方に介護保険施設ということでの認可の申請を上げたのですが、その時点では許可にならなかったということで、再度16年度改めていろいろな条件等つきましてけれども、それをクリアしながら対応してきたというふうなことでございます。市長が前に話をしましたように、県の方からは県の予算案の方に計上されましたというようなことで、2月の中旬くらいに連絡をいただきまして、今後正式な内示ということになりますと5月の連休明けくらいになるかと思えますけれども、そういった状況をとらえてきちんと対応をしていきたいというふうに思っております。以上です。

関 忠良君 私はこの歳入の中では、一般質問でも若干触れましたけれども、その時点では市長は今年の財政事情というのは予測していたのだと。一番困ったのは去年だったという答弁があったのですけれども。先程の質問にもありましたが、とにかくさっと見てみますと、合併関連の仕事は基本的には防災とか地域づくりとかということで、多少特例債が上がっているようだけれども、18年度におおむね取り組むのだというお答えでした。そういうことになると、歳入の中で国・県支出金というのは基金分として交付金が説明会のなかでは。例えば2003年8月の住民説明会の中では、合併補助交付金が17億円くるのだと。基金分を含めて127億円、2町でも歳入として考えられるのだと。これはもちろん10年間ということも含めての話ですけれども。そうするとこの歳入の中でみられるのは、基金として繰入金としてみているのは、芽だけ起こしているだけで、ほとんど見ていないわけですが。合併は既に出発し、しかも10月には塩沢町とも名実ともに最初の出発に戻るわけなんですけれども、そうすると合併関連のこの国・県からくる歳入の分というのはほとんどない、特例債の1億9,000万円そこそより補助交付金というのは、この歳入にならないということなんでしょうか。それをおたずねします。

市 長 一般質問でもお答えしましたように、17年度分が当初からそんなに楽に予算を組めるという頭がありませんでしたので、厳しいことは承知のうえで予想した範囲だということです。18年度はもっと厳しくなるというそれも確かその予想の通りだと思います。4年、5年経つうちにある程度、余裕とまではいかないでしょうが、弾力的な運用ができることになっています。10年間のトータルでみれば、やはり合併しなければこうはできなかったという形になるものだというふうに考えております。

それから合併補助金分は、今16年度の年度末の方にだいぶ入ってきています。16年度予算でご説明申し上げましたように、例えば城内病院の検査機器だとか3,000数百万。そういうものが合併補助金対応ということです。16年度の方に相当入っております。基金もたしか16年度に入れたと思います。あと車両の購入とか、細かい部分についてはまた課長の方からお答えいたしますが、そういうことで17年度につきましては、先程申し上げましたように、この防災無線の部分。これを特例債事業としてやって、18年度から新たに新市建設計画に基づく、総合計画に基づく合併事業をきちんと実施していかなければならないというふうに考えております。

ただまた国の方で、駆け込み的にこういう部分があるから今年度やらないかとか、そういうのはまた年度末近くになると出てくるかもわかりません。そうなればなっただの対応をしなければならないと思いますけれども、今のところは一応そういうことでございますのでご理解いただきたいと思います。

(「課長答弁はないのですか」の声あり)

議 長 大変予算審議は日程的に遅れておりますので、3回まで質疑できるわけですが、できるだけ1回の質疑で終わるように内容を整理して質疑してください。

(「今、市長が課長が答弁すると言ったから待っていたのです」の声あり)

財政課長　市長が先程申し上げたとおりでございます。私が特に付け加えることはありませんが、16年度で合併補助金を使わせていただいて、補正予算の中で皆さん方にお示ししたとおりでございます。その前には14億7,000万円ですか、合併支援の基金の創設につきましても条例設置、他の予算でもそういうことで皆さん方にそれぞれの議決をいただいたところでございますので、そういうことでひとつご理解いただきたいと思っております。

関　忠良君　わかりました。それでは基本的には、すべてこれから合併関連のものは来年度からという認識でよろしいかと思っております。

そこで改めてお伺いします。合併の特例法というものが昨年改正になりましたよね。それで合併特例債の改正の中にはいろいろありますけれども、財政的な面では交付税の算定の特例。これを10年間プラス段階的な補正というか、15年というものがまた元に戻ったということですが。いずれにしても先程課長の答弁にありますように、三位一体の改革という大きな新しい要素が関わると同時に、特例債の内容も3町合併・2町合併の協議のときよりまた算定の特例まで変わってきているわけです。そういう中で私は新しい市を作るにあたって、そういう客観的な情勢の変化のなかでも見直しの必要はないかということをお伺いして、私は一般質問で申し上げたわけです。来年度から事業をやっていくわけですが、そういう点についての市長としての改めてひとつ、見解を再度お伺いしたいと思います。

市　　長　　ちょっと私が理解できないといいますが、どういう部分をお答えすればいいのかわかりません。もう一度すみませんけれども、ちょっとわかりませんので。

関　忠良君　わかりました。要するに協議の過程と違って財政的にも、新しい状況が加わっているわけです。ですからそういう中でまちづくり計画・建設計画も含めてどういうふうにお考えですか、ということをお伺いして、私は一般質問でも質問したのですが、市長からは明確な答弁がなかったもので再度お伺いしたわけです。

市　　長　　先程のご質問にあったように、基本的な部分がそう変わるとは思っていませんけれども、三位一体改革だとかそうだとかあれだとか、いろいろ国は国なりに財政事情が厳しいものですからそういう話も出て来るとは思いますが、それは状況に応じながらということ以外に方法はありませんが、私たちはやはり特に今、南魚沼市という今の市を作るときに皆さん方とご協議もうしあげてきた市づくりの基本理念をきちんと生かしていくと、これを生かすために、国・県体制の要望等もきちんとしていかなければならないという思いであります。そこに塩沢町が加わりましても、ことは同じだと思うわけでありまして、ただ財政的に厳しい厳しいという話はしますし、厳しいのです。厳しいですけれども、いつも申し上げておりますように、今は厳しい。5年あるいは10年そのへんまでいけば、ある程度先程申し上げましたように、弾力的な部分もできますから、新市建設計画を今度は総合計画の審議会でも年次ごとにまた箇所付けといいますが、それをやっていただいて、それに基づいて私どもは予算執行をしていくということになりますから。国の状況が目まぐるしく変わる部分があるかわかりませんが、それにそうそう惑わされてばかりはいられませんけれども、常に財政的な部分がついてまわりますので、その辺は合併をする際の国が約束した部分をき

ちゃんと守っていってもらえるように、私たちがまた行動を起こしていかなければならないとそういうことだと思っております。そういうこと以外にどうも、私が今申し上げられませんが、そんなことでよろしいでしょうか。

議長　　まだ質問者がおりますので、休憩をします。3時10分に再開します。  
(午後2時55分)

議長　　休憩を閉じて会議を再開します。  
(午後3時08分)

休憩前に引き続き、歳入に対する質疑を続けます。

志太喜恵子君　　3点ほどお聞きしたいのですが、31ページの社会福祉施設等整備資金貸付金償還時補助金とありますが、この社会福祉施設というのは「等」とあるから1つではないと思うのですが、どういうのが私が聞き落としたと思いたしますが、それを1点。

それから43ページの指定寄付金というもので電線の埋設というふうにお聞きしました。150万円ということでライオンズクラブが寄付するということですが、この埋設する場所が決まっています。これから歳出になりますけれども歳出に関わる部分は私はしませんが、

それに対してライオンズクラブが寄付をしたのか。ここがして欲しいからということで寄付したのか、それを1点聞きたいと思いたします。

同じ43ページの財産収入のところなんです、市営住宅というお話を聞いたような気がしますが、お話が早かったので私はどこか頭の中に入りませんでした、その市営住宅がどこののかということをお聞きします。以上です。

保育課長　　それでは第1点目の社会福祉施設等整備資金貸付金償還時補助金の関係でございます。何箇所かということですが、平成14年度に建築をいたしました五日町保育園と浦佐保育園の事業にかかる年賦償還金がここからはじまるということで、今回歳入にもって歳出で出すということでございます。

福祉課長　　43ページの指定寄付金についてご説明いたします。これにつきましては、総合福祉センターの用地にライオンズクラブの方で桜の木を並木状に植えていただいております。これが上空の電線までかなり成長して、枝おろしが必要な状態になっているというふうなことで、それを枝おろしをせずになんとか景観を保ちたいということで、ライオンズクラブの方から申し出がありまして、150万円を寄付いただいて、市の方で150万円付け足しをして、300万円の事業費ということで、歳出の方は95ページの方に載っております。よろしくお願いたします。

財政課長　　ご質問の最後の件でございますが、市営住宅というお話でした。東泉田の市営住宅の用地が291のバイパス用地にかかりまして、1,900万円ちょっとくらいですが、土地売払収入の中にこれが含まれているということでございます。

大平修平君　　遠慮していればいつまでもかけてもらえないで、ちょっとお聞きします。37ページの電源立地地域対策交付金の話であります。この交付金は大変ありがたいこと

でありますけれども、いろいろなところに使われているようでありますが、私は議員をさせてもらってから約12年になりますが、私の地域には3ヶ所の発電所があるわけでありますけれども、このありがたいお金を地域に使ったことが一度も見受けられない。そこで伺いしますが、これはどういう用途に使うのがベターということで交付されているのか、その点をまず伺いいたします。

企画情報課長　ご質問の件でお答えいたします。平成15年度までは議員さんがおっしゃられるようなかなり制限のある交付金ということだったわけですが、15年度の後半から交付金制度が改められました。今まであった電源立地等の初期対策とかそれから特別交付金、原子力発電対策、水力発電、電源地域産業育成。こういったものをまとめまして、現在の電源立地地域対策県交付金という名まえに変えてあります。それで交付対象事業の拡充ということでこの15年度の後半からでございますけれども、今まではそういった枠の中で交付金の使い道を指定されていたわけですが、この時点から交付対象範囲を拡充されました。それで内容でございますが、地域おこしや人材育成、それから森林整備等の環境保全、地場産業の発展に繋がる特産品の開発、それから福祉事業等のソフトな事業について新たに地域活性化事業として創設して、交付金の対象事業を拡大したということでありまして、そのようなことで予算措置をさせていただいております。今回はちなみに緊急通報システムの方を充当させていただいております。

大平修平君　そこで今後ひとつそのことを重点的に考えてもらいたいのは、いわゆる大きな発電所がいっぱいあるなかでダムがございます。1年に30万人ともいわれておりますけれども、私は話半分として15万人としても、大変な観光客であります。そこで去年は地震で14～15箇所大きなもので2トンくらい、小さなものでは　　くらいのものが14～15箇所落石がございました。その他に水道の水源として濁流が入らない段取りとか、あるいはこのあと自転車のレースが三国川ダムでという話も聞いております。したがって今後はこの水力の関係、あるいは地元の関係、たくさん関係がありますので、まずは山崩れ・落石防止、あるいはこの水を濁さないように濁流が入らないような、そういうことにおおいに使ってほしいというふうに考えるわけであります。歳入の方は今年はどこに使うのかと思いましたが、先程緊急システムの方に使うということで、それはそれで結構ですが、今後やはりこの自転車レースとかあるいは水道の水源とか、あるいは観光客を事故に遭わないようにする対策の方にもかなり力を入れて欲しいというふうに要望しておきます。以上です。

議　　長　あと2名の質疑を受けます。

小倉一郎君　市税についてちょっと伺います。その中の市税の滞納繰越についてですが、それぞれ個人分10パーセント、法人分15パーセント、固定資産税8パーセント、都市計画税で何パーセントみているのかな。それぞれ収入率がここに記載してあるわけですが、このへんの率といいますか、ほとんど100パーセント近くこの収入率は確保できるというふうに見込んでいられるかと思いますが、このへんの見込みの確度といいますか、それを1つ。

それとちょっと固定資産税だけで結構なんです、とりあえずこの6億3,000万円の中で今現在執行停止をかけてある額とかがあったらそれもお知らせをいただきたいと思います。

税務課長 2点ご質問いただきました前段の滞納分について、パーセントはどの程度見込まれるかというご趣旨のご質問かと思えます。ここに実は過去の実績で上げた数字、そうかい離するとは思っていないのです。ただデコボコがございますので、例えば入湯税のような小さい税目でございますという、誠にいい按配に上がることも確かにあり得る。ただおそらくベテランの方ですから、十分ご存知のように、個人の市民税、固定資産税については、過去とそう違った収納率が見込まれるとは思っておりません。ただご質問の趣旨は、とにかく気を抜かずにやれということだろうと基本的に考えておりますので、極めて厳しい状況であることは認めざるを得ませんけれども、そんなことも言っておれませんので、懸命に収納に努力させていただきたいと思っております。

後段のいわゆる固定資産税についての現在の執行停止の件ですが、今若干データを持ち合わせておりませんので、確認をして後ほどご返答を申し上げますけれども、大和町の細かい数字も存じ上げておりませんが、旧六日町に関しては、執行停止をかけたままというものは無いはずでございます。ほとんど。というのはご存知のように、執行停止をかけて3年しますと時効が成立するわけでございますから、従来旧六日町に基本的な考え方は、大和さんも同じだと思えますけれども、できれば差し押さえがもっとも望ましいわけであります。ただ望ましいといいながらやれば、それこそ法人については死刑の宣告と全く同じでございますから、地元企業に対して差し押さえはまず簡単にはできない。そうすると基本的には人様が差し押さえたとの参加差し押さえをするのが、実質的には事前の手です。というのは、よそ様がやる分、例えば普通企業が進出してまいりますという、大体土地と建物が抵当権に入っています。そうするといかに租税が優先するといいましても、抵当権には勝てませんものですから、現実問題として参加差し押さえをするというのが、一番やり易い方法です。ただそこでおそらく若井議員からこの前ご質問があったわけですが、ただ参加差し押さえをせずにしておりますと、うっかりとして競売にかかったときに見落としてしまうというケースもありますので、そういう手落ちのないよう努力はいたしておりますけれども、基本的には私が今まで申し上げたように、交付要求の手よりはできれば参加差し押さえ、あるいは自ら差し押さえをするタイミングがあれば、それに抜かりなくやるということになると思えます。

恐れ入りますが、確認をいたしましてご返事申し上げますけれども、執行停止がありましたら後ほどご返答申し上げます。以上でございます。

岩野 松君 31ページの細かいことですが、特別障害者手当というものの説明がちょっと私には不足に聞こえたのですが、どういう方が該当するのかということと、どれくらいの人数が対象になっているのかをまずお聞かせください。

それから次が37ページの介護予防・地域支え合い事業県補助金ということで1,069万円ありますが、この仕事の内容と昨年度と比べてあまり差がないのかどうかもお知らせくだ

さい。

それと47ページのコミュニティ助成自治総合センター交付金というものが、1,640万円というものがありますが、7件くらいということですが、その中身をお知らせください。

福祉課長 最初に特別障害者手当の関係を説明させていただきます。歳出の方でいきますと、86～87ページの方になりますが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律および施行令に基づきまして執行されるわけでございます。まず20歳以上で重度の障害のために日常生活に常時特別な介護を必要とするものというふうなことで、20歳以上については特別障害者手当、これが260人程度いらっしゃいます。それから19歳以下になりますと、障害児福祉手当ということでこれが25人。その他に今までの制度で制度変えになった関係で対象にならなかった方を拾うための福祉手当等というものがありますが、これが7人というふうなことで292人の方が該当になるというふうなことで予算組みをして、だいたい数につきましては大きな変動はございません。

それから37ページの介護予防・地域支え合い事業県補助金でございますが、これにつきましても86～87ページの下段のマルのところ介護予防生活支援事業費というものが載っております。このうち三位一体の関係で一般財源化されました緊急通報、それから寝具等の洗濯・乾燥の関係、それから高齢者住宅の除雪の関係。これを除いた部分について県の4分の3の補助金があるというふうなことで、これにつきましても年度によって大きな変動はないというような状況でございます。以上でございます。

企画情報課長 それではコミュニティ助成自治総合センター交付金の件でございます。予算には7件ということで計上いたしました。その後、県の方から内示をいただきました。若干増えております。それで次回6月の補正くらいに追加の分をさせていただきたいというふうに思っています。現時点では大和地域では大倉1ヶ所、六日町地域が八幡・宮・栄町・小栗山・奥・美佐島・君帰、これが一般のコミュニティの関係です。それから中町の方で緑化推進事業ということで認定をいただいております。この合計が9件になるわけで、今予算措置はこの金額ですけれども、言いましたように地震災害というようなことで特認をいただきまして、非常に多くの認定をいただきまして、補正をさせていただくこととなります。よろしく願います。

貝瀬厚一君 時間が迫っておりますので、手短かに願います。市長に初めて政治のお話をお伺いいたします。20ページかと思えます。この税の話なんですけれども、初めておめでたく3町が合併されて塩沢町から大和町まで3町がひとつになって市になると。ここに税が書かれてあります。私たちのこの170億円のうちだいたい市でいただく50億円、3割いくかでしょうか。この中の20ページの第1款市税のうちの特別土地保有税のその下の入湯税、その下の都市計画税からいきましょうか。都市計画税をひとつ聞いてみたい。これは政治家として私はお聞きしたい。税務課長なんか聞きたくないです。

湯沢町、小出町、完了して都市計画税はございません。大和町でも町長には激しく私は追及したことがあります。町長は岸壁な母でも待ってられないくらい30数年前の税金だと。



おそらく六日町でも今この昨今この議員のはしくれとして見て見ますと、都市計画区域をおやりにやっているところは駅を中心としたようなあるいは市街地の中心地だと存じます。その中心地の中で土地・家屋全部ではないのですね、旧六日町の方でも。この惨状の中で税をとっているわけです。そして資産税はいただいております。固定資産税。資産・譲渡・所得、この3つにかかるのが税だというふうに世界的な認識があるわけですが、この資産のほかにもうひとつ目的を達成するために資産にだけかける都市計画税ですね、3パーセント。0.3。固定資産税は1.4か1.5になっている。いつ計画を完了するかというふうな町民にこの新市を合併したおめでたいついでに、この方向を市政として発表できる計画はお持ちですか。小出はもうないんですよ。湯沢もないんですよ。ところが残念なことに塩沢がありまして、大和町もありまして、六日町もあります。税務課長もしあったら聞かせていただきたい。小出やあれみたいに計画が完了する機会があったら聞かせていただきたい。ごめんなさい、都市計画課長だった。税務課長は税金でしたね。計画があったら事業ですよ事業。事業を計画する計画があったらお願いしたい。しかしながらこれはやはり、こういった苦しいシャッター通りと言われるような中からお金をいただいている、当然払っているわけですね、あの近辺は。すずめの足から血を抜くといわれるくらいやはり辛いお金でしょうねと私は思いますよ。1億2,000万円とは言いながらですよ。

もう1点。入湯税です。この入湯税の件につきましては、昭和30年代、物品税の時代がありました。今は消費税というものがありますが、当時は消費税はございません。ピアノもそうでしたね、昔はスコッチウイスキーとか輸入関税に物品税をかける。なぜ物品税をかけるかということ、贅沢税だから、シャウプ勧告だったからです。この名残が、この温泉に入るということ自体も贅沢だと、だから入湯税をとれと、こういうふうに指導が始まったらしいと私は聞いているのですが。この中で例えば参考事例を申し上げます。500円だとして入湯税が120円が中に含まれておりますから、それで商売をしている人がいると仮定しましょう。そうしますと、入湯税が120円で残りの380円に5パーセントの消費税が掛かります。したがって消費税とこの入湯税で139円になるわけですから、残りのネットの供給サイドですね、サプライズサイドの方は供給側の方は361円しかもらえないと。ところが買い手側バイヤーサイド、買う方は500円払っているのに提供側は361円しか払っていないと。これがこの地域においても観光産業でこれだけ厳しい状況になっている温泉街を中心としたような景気振興のためにも、今の新年度の予算に入っているというところをとらえて、なんとかこの地域産業のために120円というものは私は入湯税とすれば高いと、私は個人的には思いますが市長はどういうふうにお考えですか。温泉に入るのに120円の税金を払えという天下に払えというふうなものが、今の公理として相談ができる問題でしょうか、どうでしょうか。概してこの観光産業においての景気浮揚のためにこれをどうするかという、半額にするとかあるいは別の形で応援するとか。やはり景気振興のためにこの商工観光を興すためにもやはりもうひとつ味付けをしていただきたいなど。私はこんなふうにごこの2点だけ、この税を1回しか質問しません。

市長 都市計画税であります、旧六日町はまだこの市街地を含めて下水道、公共下水道をずっとやっております。それからまだ街路的に街路事業も予定をされている部分があります。これはいずれこの街路をやらないということになれば、今のところこの下水道が完了すれば、ある意味で都市計画事業というのはほとんど完了するわけであります。完了した時点で当然都市計画税はいらなくなるわけです。目的税でありますから。ただ今のところはまだやっておりますし、今までやってきた部分、これも当然あるわけありますので、ここで都市計画税を今やめたということになりますと完全に不公平なものになってまいりますので、もうしばらくの間はまだ見極めはつきませんが、都市計画事業そのものが消滅すれば当然いらなくなるということだと思っております。そういうことをご理解いただきたいと思います。

入湯税はこれも、昔の贅沢税的なものであるかどうか私はわかりませんが、これもやはり目的税でありまして、いわゆる入湯税をいただいてこの観光資源の整備、ソフトもハードも含めてですね、それにということでこれも目的税であります。ですから今1,800万円ほど入ってくる予定ですけれども、これにまだ相当額を付け足して、観光事業等に充用しているわけあります。120円が高いか安いかと。これは高い安いいろいろありますけれども120円という中途半端な数字はよろしくない。150円にしたらどうかという話はだいぶあります。100円にしたらどうか。結局今まで120円ですっきりしておりますので、この額が妥当だとは思っておりますけれども。

これもいわゆる温泉施設を含めた観光関係が、何もいらないということはないと思いますので。しかもこの地域の観光業の皆さんに負担がかかるものではありませんので、この120円があるからお客が来るか来ないかという部分は、ちょっと私はこれは撤廃したからお客さんが相当増えるということも・・・120円そのものはあまり影響はないというふうに私は感じております。旅館側からもこの入湯税の部分が高くて困るからこれを撤廃しろという話というのは、全く今まで私は聞いておりません。逆に150円という区切りの良い数字にしてもらった方が我々はいいい、という話は聞いた覚えがありますけれども。そんなことでこの入湯税そのものは、今贅沢だということではなくて、観光施設の方にこの税はすべてこれ以上が投入されていると、そういうことをご理解いただきたいと思います。

議長 以上で歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

歳出の審議に入ります。各款ごとに審議を行いますので、審議に直接関係しない各課長等は本会議に出席しないで平常業務についていただいても結構です。

まず第1款。議会費の説明を求めます。

議会事務局長 (説明を行う。)

議長 議会費に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

意義なしと認めます。よって第1款議会費による質疑を終わります。

第2款総務費の説明を求めます。

総務課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

会計課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

財政課長 (説明を行う。)

税務課長 (説明を行う。)

総合市民課長 (説明を行う。)

総務課長 (説明を行う。)

企画情報課長 (説明を行う。)

総務課長 (説明を行う。)

環境課長 (説明を行う。)

議長 ただいまの説明がありました総務費に対する質疑を行います。

中沢俊一君 1点だけお願いいたします。60～61ページの電算対策一般なんです、大きな予算が組んであります。そしてまたこれはもう随契で相手企業も決まっているわけですが、とても私どもは専門的な作業なものですから、これが適当な価格かどうか予算かどうか、検証するすべがございません。庁内ではどんな形でこれを検証しているのか。また他の自治体の納入額とか保守点検業務のあれと比べてみる、そういうことがあったのか聞かせてください。

企画情報課長 ご指摘の件でございますけれども、確かになかなか1回契約いたしますと他の業者というわけには参りませんので、一番最初の入札にかなりかかってくるわけでございます。そういった中でご指摘のように、一応相手様が出した見積書を、事務的な方で検証させていただきました。特に先進地の方で導入されているようなところについては比較をさせていただいて、一応また業者との折衝をさせていただいた中で積み上げておりますので、よろしくお願いいたします。

中沢俊一君 業者との折衝をやったということなんですけれども、実際それで業者が最初提示した予算と、こっちが調査をした上で提示した値段。そこで下がったといった実効、そういった例はあったのでしょうか。聞かせてください。

企画情報課長 数字がいくらというのはちょっと把握しませんが、実際には価格は下げた交渉してあります。全部とはいいいませんが、中には減額をして契約をさせていただいております。

中沢俊一君 後で資料を見せてください。

笠原喜一郎君 最初に基本的な部分でお聞きをいたしますけれども、今年度176億円の予算の中で、投資的経費に回す部分が10パーセントしかないということです。あと消費的経費ということで75.4パーセント、その他経費で13パーセントというようなことです。そうすると予算を有効に組む、あるいは活用するという部分になると、どうしてもこの消費的投資の部分をどういうふう工夫をしてお金を生み出すかという部分が、私はやはり一番大事だと思うのです。その中で委託費というものが結構あるわけですが、委託料、これを決めるについてどういうふうな決め方をやってきたのか。そしてどういう競争原理を働かせて、最小の経費でこれを委託してもらうというような工夫がなされたのかどうかをお聞きをまずいたします。

それから59ページの防犯対策事業ということでお聞きをいたします。市長の公約の中で「安全安心なまちづくり」ということで、特に学校あるいは保育所等については、インターホン等を設置をするというようなことで取り組みがなされているわけです。しかしその行き帰り部分もなかなかやはり危険な部分です。各地域には防犯対策協議会等がありまして、防犯灯を設置するという部分でやっているわけですが、どうしてもやはり系統的に継続的に設置がなされてきていないわけなんです。それで私はやはりこの防犯保安対策事業という中で、これはやはり市の責任において通学道路あるいは本当に危険だという部分については、防犯灯というものが、それは各地域あるいは学校に任せるのではなくて、市が責任を持って私はそこに設置をしていくというかたちが、もうこういう時代ですので、私はあって然るべきだなと思うわけですが、その部分をちょっとお聞きいたします。

それから63ページですが、自動交付機設置工事費ということで3,100万円ほど載っているわけです。これは人の銭だから3,100万円かかればそうかというふうになるわけですが、実際3,100万円という一軒分の家が建つ金額なんですね。本当にこの自動交付機というものが、こんなにかかるのかと。もっと安く買えることはないのかという素朴な疑問なんです、その点をお聞きします。以上3点をお願いします。

財政課長 最初のご質問の委託料の関係でございます。委託料の中にもいろいろ内容的に種類がいくつかありますが、電算の関係の保守機器の委託は先程企画情報課長が申し上げたとおりであります。それから施設関係の、清掃とかいろいろなことで委託がありますが、これにつきましては例えば業者に委託をしているようなところについては、契約は1年委託ですので、契約が切れる今頃、見積もり合わせを何社かからやって低いところと結ばせてもらっていると。ただそれだけではなくて、委託業務の中身を、例えば床のワックスかけを12回毎月していたのを、1ヶ月おきにするとかそういった内容の見直しをその都度させてもらっております。それから工事の関係で、設計業務の委託とかがありますが、これはその時単発的に出るものですから、これは入札でやっています。ただ工事費が120万円以下ですか、120万円以上になると入札ということになりますが、120万円以下は随契ができることになっておりますけれども、随契をしたとしても3社以上から見積もりをとって、その

中で安いところと結ばせてもらっている。というようなことで極力経費の節減に努力をしながらやっているというところが実情でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

総務課長 防犯灯の設置事業でございます。防犯灯につきましては、人家から50メートル離れたところに照明がない部分につきましてというような設置基準等がありまして、今設置をやっているところでございます。今ほど言われましたように、通学路を全部子どもの方の管理ということになると、なかなか通学路の範囲が非常に最近広がってきております。各路線で、県道には県道の道路照明があったり、橋梁照明があったり、それから地域の街路灯があったりということで、そういう中へ繋いでいくなかで、照明が足りない部分につきまして防犯灯の位置付けで設置させているところでございます。全部の通学されている路線につきまして、市管理の防犯灯というのはちょっと今の段階では無理ではなかろうかというふうに考えております。現在のところにつきましては、設置の補助、それから防犯灯の電気料の費用負担ということでございますので、よろしく願いいたします。

企画情報課長 自動交付機設置工事費の3,100万円の価格なんですけれども、大和町と六日町に入れた経緯がありまして、その業者と同じものを、というようなかたちで導入をさせていただきました。機械本体のみでなくて、光ケーブルとかそういったものの設定工事費も含まれているかと思っておりますので、ちょっと今資料が見当たりませんので、内容につきましては精査してもう一回報告させていただきます。

笠原喜一郎君 では後でまた調べていただきたいと思っております。防犯対策についてですけれども、私も本当に課長が言われたように、すべてをとというのはなかなか難しいというふうに思っている。だけれどもこれだけ安全だとか安心という部分を、本当に注意をしなければならぬ社会になってきてしまったわけなんです。そのときに各地区に任せておいて、本当にそのときに一生懸命の人がいればそこに防犯灯を設置をしたりするということがあるので。だけれどもそれが繋がらない。どうしても本当に一生懸命の人がいたときには、防犯灯を設置できるけれども、それが役を外れたりすると、繋がらなくなってしまう。それで結局通学道路のなかでも明るいところとそうでないところがあるというなかで、私はさっき言ったのは、1回確認をしてそんなに数は多くはないと思うのです。それを設置できないかなということで、私は1回点検をしていただきたいというふうに思っています。市長にちょっとお聞きをいたします。

市長 点検をさせていただいて、防犯灯は当然必要だという考え方はずっと持っています。それでご承知のように東北電力さんですか、電気の球ではなくていわゆる防犯灯といいますか、これを毎年ご寄付いただいてそのなかで今までやってきたわけでありましてけれども。こういう時代でありますので、雪消え後にも調査をいたします。特に通学路ですね。そして危険な部分があればそれは市の責任としてやっていかなければならないと思っております。ただすぐできるできないということではありませんが、予算の中できちんと配慮していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

種村俊夫君 職員の給与費についてお伺いいたします。給与は給与でいいのですが、給

与ではなく手当に関してお伺いしたいのですが、これは毎回どこへいっても権利だということ拒否されているのですが、ここに条例も決められておりますのでね。私が聞きたいのは、その手当のなかで3点なんです。まず扶養手当。ここの役場の職員の方々もだいたい今は確定申告をなされてますね。家で田んぼをしていたりすれば収入があって確定申告すると思うのですが、そのときにこの職員の給与条例の8の第4項ですか、高校生・大学生のいる方には一人5,000円の特別扶養手当が出るのですね。だけでも確定申告してみるとわかると思うのですが、その間は特別扶養控除で63万円。普通の35万円でしたっけ基礎控除、38万円ですか。にも関わらずプラス25万円の控除があるのです。特別控除というのがね。それで確定申告すればその分だけ引けるのです。私たちはそういうことで確定申告しているのですが、その他に公務員の方がなんで6万円ももらえるんでしょうかね。これは絶対不公平、税の不公平だと思います。私たちのそれで公務員の方に払っているわけです。これは不公平じゃないでしょうか。これは給与ではなくて手当なんです。ただしこれは地方公務員法・国家公務員法だとかそういう法律で認められているからそれはいいですよと言えばそれで終わりなんですけれども。そういう住民から見たらおかしい条例というのは変えてみる気はないですか。そのために特別扶養控除でプラス25万円控除されるわけですからね。これは私は不公平のその第1だと思うのです。

それと通勤手当ですが、これも2,500万円程載っている。今、大和庁舎と六日町庁舎で夫婦で同じ庁舎に勤められている方はたぶん少なくなったと思うのですが、例えば夫婦の方だとか同じ地区の方、例えば今無料バス、福祉バス等ありますので、例えば月に何日かは現業の方からちょっと早出してもらおうか遅く出してもらって、一周してもらっただけで1日とかそれで何十人分からの、これだって経費削減に私はなると思うのです。

それと住居手当。776万9,000円ほどここへ出ていますけれども、これも例えば遠くから来られて単身赴任でアパートに住まわなければどうしても、そういうことだということであれば別なんです、これはだいたい私は必要ないのではないかと。特権階級の方々のあれかなと思うんですよね。ですから私はまず住居手当、通勤手当。例えば夫婦の方であれば奥さんの分を払わないとかですね。奥さんの分というのは言い方は悪いのですが1人の方の半分は払わないとか3分の1は払わないとか、そういう部分でも経費削減できると思います。夫婦だとか隣近所が1台の車で行ったっていいわけですから。そういうことで経費削減できる。

それと一番の問題は特別扶養控除に関しては、これは私は絶対に税の公平性からいって、これはまず間違いだと思いますがお考えを。これは市長からお願いしたいと思います。

総務課長 職員の給与につきましては、いろいろのご議論はあろうかと思います。ただ今までのなかにも給与そのものにつきましても、安い高いという議論もありました。また時代の中で公務員につきましては、地方公務員法の中でいろんな形の制約を受ける中で、人事院勧告によりましてその給与体系によりまして給与を支払うと。こういうことで今まで来たところでございまして、手当等につきましても人事院の勧告にしたがいまして人事規則等

の改正があるたびに、上がるときもありますし、下がるときもあります。また廃止されるときもあります。そんな手続きできたところでございますので、今の時期につきましては、民間が大変な時代、民間の方が安くなってきておりまして、一般公務員・地方公務員につきましてはちょっと後づけで、給与的に 民間の動向をみまして勧告ができるものですから、どうしても後づけということになります。そういうかたちの中で改正がされているところでございます。そういうなかでございますので、今ほど言われました手当等につきましても従来の中でやらせていただきたいと。

それから共稼ぎと一緒に来れるのではないかという議論もあります。ただ私どももその人事の異動・配置の中で共稼ぎの方につきましては、同じ職場の中に置かないという今考え方しておりますので、例えば庁舎の中で共稼ぎの方というのは同じ職場にほとんどいないかたち、また共稼ぎの方も保育士さんとか病院関係が多いものですから、一緒に通勤はなかなか難しいと。こんな状況でございますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

住居手当それから扶養手当、通勤手当等につきましても、考え方につきましては人事院勧告にしたがった支給方法ということでご理解願いたいと思います。税の特別控除につきましては、これはまた税法上で認められている税でございます。公務員じゃなくても全給与者、それから給与者の事業者につきましても優遇されている税制でございますので、このへんにつきましても特別、公務員が、ということではないと思いますので、ご理解願いたいと思います。

市長 なかなか微に入り細に入りという部分ですので、全般的な考え方だけ申し上げます。昨日でしたか森山議員の一般質問の中にありました、いわゆる特別勤務手当等も含めて。これは早晩に見直すべきだと思っております。ただどの手当がどの手当が、という個別的なことは別であります。今、国の方でも、当然でありますけれども国家公務員の給与を一律5パーセントでしたか3パーセント下げよう。そしてあとは地域手当で調整しようということ。当然その波が今年内に参りますので、そういう中でまた市民の皆さんが納得できるような方法を模索していきたいと。廃止すべきものがあれば当然廃止いたします。私も特勤手当の中でもう今の時代に合わないという部分もちょっと見受けられる気がしますので、そういう部分も含めてまた精査をさせていただきますので、よろしく願います。

種村俊夫君 特別扶養手当の件ですが、不公平だと思いませんか。あつててなお且つ国から 国というか皆さんの税金から月5,000円の6万円払うのは、他の方々に比べて税の不公平配分だと思いませんか。

市長 これが出来た過程が、公務員給与が民間に比べて安いという部分の頃だと思うのです。それが今ずっとここまできているということだと思うのですが。そういう時代のなかで特別不公平だとは私は思っていませんが。民間のなかでもそういう扶養手当を出している部分もあるかと思うんです。業績の良い悪いは別にしまして。それが公務員だけに与えられた特別なことだとは思っておりませんけれども、今おっしゃったように時代の流れの

なかで、見直すべき点は見直していかなければならない、そういう思いであります。

議長 7人の質問が終わるまで延会をして続けます。そして総務費を終えさせたいと思いますがいいですか。

(「はい」の声あり。)

井上智明君 簡潔に1点だけお願いしたいのですが、59ページに人間ドックの助成があるんですが、私はこれは非常に大切な部分だと思っています。不幸にして現職で亡くなられた方もあるわけですし、我々の同僚のなかでも人間ドックで悪性を発見していただいた方が何人かいるわけですが。ここの予算はどういう基準に基づいてこの予算がまず出ているのかというのを伺っておきたいと思ひますし、それに該当者、いわゆる職員の該当者の中で受診率が、だいたい人間ドックを受診している方がどの程度あるのか。で、もう1点大事なことは、それが市民病院で受けているか否か。ここが大事だと思うので、市の職員であればすべてが100パーセント市民病院で受けるというぐらいのことが、市民病院は残念にして赤字なので必要だと思うのですが、その辺のことを伺っておきます。

それからもう1点、これは直接予算書とは関係ないのですが、つい先般こういう話を伺ったのです。新市になって大和町で市が関係する葬儀が2件あったのです。県会議長の葬儀と小島議員の葬儀、2件あったのですが、それに地元の業者がぜんぜん関わりを持たなかった。いわゆる花環とかローソクとかというお声が掛からなかったと。そういう声を聞いたのです。真偽は確かめてないのですが、ただその方が私に言ったのは「あなた方は合併しても中心街だけじゃなく、周辺地域も一概に良くなると、こういうことを言ったじゃないか」と。こういう今のようなことで、かつて大和町は順番制とかあるいは地域ごとでそういうことを使いわけていた、という話をなさったんですね。私は返答に困ったんですが、その真偽がわからなかったもので、それではちょっと伺っておきますということをしたのですが。そういうことが実際にあったのかどうかということも含めましてできましたら、特に商人の皆さんはそういうことに目を光らせていますので、お気をつけいただきたい。こんなふうに思ひます。

(「建設業者が花環をあげなかった、ということですか」の声あり)

井上智明君 そうではなくて、市がローソクとか花環とかというのをあげるのに、両方六日町の業者を使ったというような話でした。言葉が足りなくて申し訳なかったのですが、かつて大和町は地域分けとか順番とかして、その業者を使い分けをしていたと。ですから中心街だけではなくて、周辺地域というところにも目を配っていただきたいということです。

市長 この葬儀の花環・ローソクそれら葬儀費用に関しましては、そこまでどうも私も指示もしておりませんでしたし、どこの業者に頼んだのか、そこもちょっとわかりませんでした。そういうことが今度は言われぬように気を配ってみたいと思ひしております。ただ同じ市内でありますので、その辺はちょっとご理解をいただきたい。一応配慮しながら、やらせていただきます。大変失礼をいたしました。

総務課長 人間ドックにつきましては、今ちょっと数字を調べておりますので、後ほどにさせていただきますと思ひます。



牛木智恵美君 1点お伺いたします。合併の効果のひとつとして、専門的な職員を育てるなり、置くなりして、行政の業務の簡素化といいますが、そういった面で経費の節減ができる、それがまたメリットだというようなことを合併の時にちょっと議論したような記憶があるんですけれども、この電算対策事業費ですね、60～61ページ。3億6,600万円強の金額がここに使われておりますけれども、一番そのプロを置いて効果のどところはこのではないかと思うのですが、さまざまな高額な委託料を使っていますけれども、今後塩沢町と合併するにあたって広い面積を少ない職員でカバーしていかななくてはならなくなるという状況が生まれてくると思うのですが、ここにそのプロを置くことによって経費の節減が図れないか、費用対効果でいい結果が出ないかということと、今後そういった方針で職員の育成なりプロの雇用なりに取り組んでいくお考えがあるかどうかお伺いたします。

市長 この電算対策事業3億数千万円はご承知のように、2億6,800万円、この部分が今年度といいますが、塩沢町さんとの合併に関わることでありまして、これを除けば1億円ちょっとということになります。こういう保守管理業務、保守業務委託。保守業務はちょっと、例えば私どものところでプロを育てたにしても、できるかできないかというのはちょっと私は・・・リース料というのはこれは全く駄目ですし、そうなりますと、ほとんど今プロっぽい人はいるんです。いわゆるこの電算業務に関してほぼプロ化しているという職員は数名おりますので、そういう皆さんがこれからどこまでまたやれるかと、これはまた検討しなければなりませんし、今検討もしていると思います。

私は専門職という部分については、やはりそうではなくて、この部分もそれは当然そうですけれども、福祉関係あるいは建設関係、このへんがやはり専門職といいますが、そういう皆さんが入ってくると非常に違ふと。そういう中で先程ちょっと機構図を示しましたように、10月からは工事の検査係というのを、特に今度は係として置くようにしましたし、こうなりますと非常に効率的であります。どこの工事の検査もその方がやれるということになります。そういう面も含めて、合併効果を十分に生かせるように、そして専門職が育てられるような方法をやはり考えていかなければならない。それと専門職としての採用、これもまた考えていかなければならない。この電算業務についてはそうそうどうも私どもの職員がプロになったとしても、節減させられるというのではないと思うのです。そんなことでよろしく願いいたします。

遠山 力君 それでは2点お伺いたします。最初は57ページ関連なんですけど、本当のページは218ページです。218ページに初任給というところがあります。これが私たちの方は、大学卒業生17万700円となっています。それが広域連合の予算書なんですけれども、広域連合は大学卒が16万200円となっています。これちょっとどうしてかなと思ったものですから。それからついで見たら、国の制度というところがあります。そこで行政(1)のところを見てもらいたいのですが、大学卒が17万700円になっているわけです。それで広域連合の国の制度というのは、大学卒が一般職行政(1)で18万4,400円になっているわけです。なんでこれは違うのかなの思ったのですが、もしわかったら教えて

もらいたいと思います。

それから次は、63ページの車両の一般管理ですけれども、庁用車が百何台あるわけなんです、ETCは全部といいますか、高速を通るような自動車については全部ついているのでしょうか。その辺をお伺いします。

財政課長 質問の順序がちょっと違って恐縮でございますが、初任給の方は今調査中ですので、車両管理費の方を先にお答えさせていただきます。ETCにつきましては大和庁舎それから六日町庁舎とも、高速に乗って遠乗りができる車については付けてあります。それからマイクロバスの方にも全部ではございませんが、研修用に遠走りできるものにはつけたところですよ。

総務課長 給与条例の中で、初任給につきましては何号の何に格付けするという規定が確かあったと思います。今見ているのですが、何条というのがちょっと今すぐ出てきませんが。給与条例の中で格付けが、高校卒、大学卒それから前歴計算等の基準がありましてそれによる格付けでございます。

遠山 力君 ETCの方ですが、補助がもう終わってしまったのです。評判が良くて500台が終わったということですけど、ETCの使用はこれから5月頃から始まるわけですので、これからも補助を出せば、町の方がいっぱい付けてくれる人もいないかと思うのです。その辺ドライブをかける意味で、そういうものはするつもりはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

それから初任給の方ですけど、もしそういうのだとしますと、同じ試験を受けて確か1次試験は、県の人事事務委員会の方で受けると思うのですが、それが大学を卒業してきた方で広域に行く人が1号級低く入るわけですか。私は同じではなければならないと思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。それから国の方のものも、そもそも違うというのがちょっとおかしいという気がしませんか。

財政課長 ETCの方をお答えさせていただきます。ETCの補助金の交付そのものの発端は大和町のふるさと創成の基金の用途の中から、インターチェンジの経費に使うというようなところの発端から始まりましたその経費を、500台分の250万円ということですよ。特別の財源をそこにあてたということで、一般的な税をそこにあてたということではございません。そういうことでご理解をいただきまして、さらに今後のことでございますが、そういう事情の中で今後それをさらに追加して補助金を交付するという予定は今のところありません。

議長 先程7人の質問が終わるまで協議を続けると言いましたが、予定がありますので本日の会議はこれをもって延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは延会をする前に、前半の歳入の部分で小倉一朗君の質問に対する答弁保留がありましたので、税務課長より答弁を許します。

税務課長 それでは小倉議員にお答え申し上げます。冒頭お詫びを申し上げますけれど

も、六日町にないと申しあげましたが、ございました。申し訳ございません。それで執行停止の問題でございます。件数を申しあげますが、それぞれ旧町の事情があるようですけども、数字をとりあえず先に申しあげます。旧大和町が16年の末で1億2,800万円。旧六日町が698万円でございました。大和町さんの事情はちょっとそこで手法が違いまして、大和町さんは必ず執行停止をやって3年後に不納欠損をすると。旧六日町はわりとそこはおうようというか不納欠損するために執行停止するみたいなところがございまして、その差が実はあるというふうにご理解をいただきたいと思います。なおちなみに大和町さんが急激に増えましたのは、昔からこんなにあったわけではございませんで、16年にたぶん合併の整理の関係でまとめて8,000万円ほどおあげになった可能性はあると思っております。以上でございます。

議 長 今ほどの広域連合と南魚沼市の大学卒の初任給がなぜ違うかということの答弁、それから自動交付機に対する質疑の答弁は明日にさせていただきます。

お諮りします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

意義なしと認めます。よって本日はこれにて延会にすることに決定をいたしました。

明日の本会議は9時30分からです。当議事堂で開きます。

今日は大変ご苦労さまでした。

(午後4時48分)